

自炊代行第2次訴訟控訴審判決についての一考察



法律事務所フラッグ
弁護士・弁理士 高橋 淳

1 はじめに

本稿は、いわゆる自炊代行訴訟の控訴審判決について、若干の検討を試みるものである。同判決は、社会的に注目を集めたのみならず、著作権法上の興味深い論点が法律上の争点となっている。

筆者は、日本の法秩序は自由を基調としており、表現の独占を一定程度許容する著作権法の規律については、必要性和正当化理由が随時検証されなければならないと考えている。

本稿は、このような日本の法秩序に対する基本的理解を前提として、自炊代行訴訟の控訴審判決について若干の検討を加えるものである。

2 事案の概要

2-1 本件作家らの請求の概要

本件は、小説家、漫画家又は漫画原作者である本件作家ら（以下「本件作家ら」）が、ドライバレッジら有限会社ドライバレッジジャパン（以下「ドライバレッジ」）は、顧客から電子ファイル化の依頼があった書籍について、著作権者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを顧客に納品しているところ（以下、この一連のサービスを「本件サービス」）、注文を受けた書籍には、本件作家らが著作権を有する原判決別紙作品目録1～7記載の作品（以下、併せて「原告作品」）が多数含まれている蓋然性が高く、今後注文を受ける書籍にも含まれる蓋然性が高いから、本件作家らの著作権（複製権）が侵害されるおそれがあるなどと主張し、〈1〉著作権法112条1項に基づく差止請求として、ドライバレッジに対し、第三者から委託を受けて原告作品が印刷された書籍を電子的方法により複製することの禁止を求めるとともに、〈2〉不法行為に基づく損害賠償として、ドライバレッジらに対し、弁護士費用相当額として本件作家1名につき21万円（附帯請求として訴状送達の日翌日〔ドライバレッジにつき平成24年12月2日、Xにつき同月7日〕から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の連帯支払を求める事案である。

このような自炊代行業者に対する民事訴訟は当職が認知した限り2件目であり、自炊代行第2次訴訟と位置づけられる。

2-2 原判決の概要

原判決は、ドライバレッジの行為は本件作家らの著作権を侵害するおそれがあり、著作権法30条1項の私的使用のための複製の抗弁も理由がなく、同ドライバレッジらに対する差止めの必要性を否定する事情も見当たらないとして、本件作家らのドライバレッジらに対する著作権法112条1項に基づく差止請求を認容するとともに、本件作家らのドライバレッジらに対する不法行為に基づく損害賠償請求を本件作家1名につき10万円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容したため、ドライバレッジらがこれを不服として控訴したものである。

3 主たる争点

- ア ドライバレッジによる複製行為の有無（複製行為の主体性及び複製該当性の判断）
- イ 著作権法30条1項（私的使用のための複製）の適用の可否
- ウ 差止めの必要性

4 判旨

4-1 争点アについて

(1) 複製行為の主体性の判断

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」（著作権法21条）ところ、「複製」とは、著作物を「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」である（同法2条1項15号）。そして、複製行為の主体とは、複製の意思をもって自ら複製行為を行う者をいうと解される。

本件サービスは、〈1〉利用者がドライバレッジに書籍の電子ファイル化を申し込む、〈2〉利用者は、ドライバレッジに書籍を送付する、〈3〉ドライバレッジは、書籍をスキャンしやすいように裁断する、〈4〉ドライバレッジは、裁断した書籍を控訴人ドライバレッジが管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する、〈5〉完成した電子ファイルを利用者がインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか又はDVD等の媒体に記録されたものとして受領するという一連の経過をたどるものであるが、このうち〈4〉の、裁断した書籍をスキャナーで読み込み電子ファイル化する行為が、本件サービスにおいて著作物である書籍について有形的再製をする行為、すなわち「複製」行為に当たることは明らかであって、この行為は、本件サービスを運営するドライバレッジのみが専ら業務として行っており、利用者は同行為には全く関与していない。

そして、ドライバレッジは、独立した事業者として、営利を目的として本件サービスの内容を自ら決定し、スキャン複製に必要な機器及び事務所を準備・確保した上で、インターネットで宣伝広告を行うことにより不特定多数の一般顧客である利用者を誘引し、その管理・支配の下で、利用者から送付された書籍を裁断し、スキャナで読み込んで電子ファイルを作成することにより書籍を複製し、当該電子ファイルの検品を行って利用者に納品し、利用者から対価を得る本件サービスを行っている。

そうすると、ドライバレッジは、利用者と対等な契約主体であり、営利を目的とする独立した事業主体として、本件サービスにおける複製行為を行っているのであるから、本件サービスにおける複製行為の主体であると認めるのが相当である。